

湖西市病院企業管理規程第11号

湖西市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり
制定する。

令和8年1月30日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

湖西市病院事業職員の給与に関する規程（平成25年湖西市病院企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(22) 休日発熱外来業務手当

別表第6に次のように加える。

休日発熱外来業務手当	年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く 休診日に発熱外来業務に従事した全職員に対して
	ア 7時間45分以上
	1回につき 6,700円
	イ 2時間以上7時間45分未満
	1回につき 3,350円

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の湖西市病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。